

串本町

# 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月



# 目次

はじめに.....	-1-
第1部 総論.....	-3-
第2部 各論	
新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制.....	-7-
第1節 準備期.....	-7-
第2節 初動期.....	-7-
第3節 対応期.....	-8-
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	-10-
第1節 準備期.....	-10-
第2節 初動期.....	-10-
第3節 対応期.....	-11-
第3章 まん延防止.....	-12-
第1節 準備期.....	-12-
第2節 初動期.....	-12-
第3節 対応期.....	-12-
第4章 ワクチン.....	-13-
第1節 準備期.....	-13-
第2節 初動期.....	-16-
第3節 対応期.....	-17-
第5章 保健.....	-20-
第3節 対応期.....	-20-
第6章 物資.....	-20-
第1節 準備期.....	-20-
第7章 町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	-20-
第1節 準備期.....	-20-
第2節 初動期.....	-21-
第3節 対応期.....	-21-

## はじめに

感染症危機への対応については、2009年に世界的に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を踏まえ、2012年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定されました。

さらに、2013年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び、県が実施する措置等を示した和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が策定されました。

町においても、2014年11月に町行動計画を抜本改定し、有事への備えを行ってきましたが、そのような中、2019年12月末以降、新型コロナウイルスは全世界にパンデミックを引き起こしました。

国内においては、2020年1月に国内1例目の患者が確認されて以降、2023年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく5類感染症への位置づけられるまで3年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらしました。

この新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）は、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画策定後、初めてとなる感染症危機への対応となりましたが、これらの計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定しておらず、新型コロナ対応は計画の想定外の事態に至り、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討し、実行していくこととなり、今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画及び県行動計画が抜本的に改定されました。

町においても、国、県の行動計画に基づき、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波が来ることを想定し、7項目の対策項目ごとに3期

(準備期、初動期、対応期)それぞれの取組を記載するとともに、有事のシナリオとして必要な対策の選択肢を記載した、町行動計画を改定することとしました。

次なる感染症危機は将来必ず到来します。その際、感染症危機が、町行動計画の想定内のものとなるかは不確実であり、計画の想定外の事態が生じた場合においても、柔軟かつ機動的に対応していくことが求められます。

そのためには、平時から、感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

町においては、幅広い感染症危機に対応できる社会をめざし、関係機関と連携し、町行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、平時から様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて町行動計画の実行性を検証し、必要に応じて町行動計画の見直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組んでまいります。

# 1部 総論

## 1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国内への侵入も避けられず、発生すれば町民の生命及び健康や町民生活、経済にも大きな影響を与えかねない。患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということも念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
  
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・感染拡大防止と町民経済のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
  - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。  
事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供又は町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 2. 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものであり、政府行動計画や県行動計画を踏まえて、下記の7項目を主な対策項目とする。また、各論では項目ごとに、準備期、初動期、対応期の3つの時期にわけ具体的な対策を記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

## 3. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的

な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、県は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

### 【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

## (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### (6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7) 町民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2部 各論

### 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

##### 第1節 準備期

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

###### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

##### 第2節 初動期

###### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国や県が政府対策本部、または県対策本部を設置した場合、町は、必要に応じて「串本町新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき、串本町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置を検討し、

新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

## 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、国に対して職員の派遣を要請する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ③ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手續

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

## ◎ 串本町新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 町長が新型インフルエンザ等感染症の発生及び拡大の危機に対し必要と認めた時は、串本町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

### 串本町新型インフルエンザ等対策本部委員

- ・ 本部長 : 町長
- ・ 副本部長 : 副町長、教育長及び病院事業管理者
- ・ 本部員 : 消防長  
教育次長  
病院事業事務長  
会計管理者  
議会事務局長  
串本町課設置条例第1条各号に規定する課の長

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1. 町民等への情報提供・共有

国及び県から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、県との連携を図りつつ、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。

#### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に、情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

#### 1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、国からの要請を踏まえて、コールセンター等を設置する準備を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 町民等への迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるようホームページや広報等に掲載する。

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 国や県が作成するホームページ掲載用や市町村向けのQ&A等の提供を踏まえつつ、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

## 第3節 対応期

### 3-1. 町民等への情報提供・共有

第2節 初動期 2-1. ①②の対応を継続する。

### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 第2節 初動期 2-2. ①の対応を継続する。
- ② 国や県が作成するホームページ掲載用や市町村向けのQ&A等の提供を踏まえつつ、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。  
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 町内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、県及び町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 町内でのまん延防止対策強化への理解促進

県が、まん延防止等重点措置における休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態措置による不要不急の外出自粛要請などの対策を県民や事業所に向けて直接行うので、町は町民の理解促進を図る。

#### 3-2. 学級閉鎖・休校等の要請

町は、県の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の要請を受け、地域の感染状況等に鑑み適切に対応するよう学校の設置者等に要請する。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

#### 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

#### 1-3. 接種体制の構築

##### 1-3-1. 接種体制

町は、町立病院、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、

資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

### 1-3-2. 特定接種

町は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の職員については、当該職員の所属する町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア） 町は、国等の協力を得ながら、町内に居住する者のうち希望する町民が速やかにワクチンを接種するため、以下の事項について検討し体制の構築を図る。

また、必要に応じ、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数の把握（以下表2参考）
- ii 医師、看護師、受付担当者等の人員体制の確保
- iii 接種場所の確保及び運営方法の策定
- iv 接種に必要な資材等の確保
- v 国、県及び市町村間等との連絡体制の構築
- vi 県及び市町村間や、医師会等の関係団体との連携による接種体制の確保
- vii 町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局及び衛生部局等の連携による接種体制の確保
- viii 接種に関する住民への周知方法の策定

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・	人口統計（6歳-18歳未満）	F	

中学生・高校生相当			
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、串本町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

町は、国が実施する予防接種の意義・制度の仕組みや健康被害の救済等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について、町民への周知を図る。

なお、周知にあたっては、町立病院、町内医師会、庁内介護保険担当部局、障害福祉担当部局、教育担当部局等との連携を図るとともに、分かりやすく双方向的な取組を行うよう努める。

#### 1-5. DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 町は、当該システムが整備された場合は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。また、電子的に通知を受けることができない者への通知方法についても検討する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、わかりやすく周知する。

## 第2節 初動期

### 2-1. ワクチン接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1.表1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-2. 接種体制の構築

#### 2-2-1. 接種体制

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-2-2. 特定接種

国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員について集団接種を円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### 2-2-3. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種スケジュールに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るために、所管部署をはじめ高齢者支援係や生活・障がい支援係、県の保護施設担当部局及び福祉事務所との連携を図る。また、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 町は、地域医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、地域医師会、保健所及び近隣市町村、管内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。  
その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用した接種について協議を行う。
- ⑤ 町は、町又は県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、高

齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を構築する。

- ⑥ 町は、集団接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。届出にあたり必要な医療従事者数を試算する。あわせて、会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑦ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、あらかじめ地域医師会等と協議の上、取引のある医療資材会社と情報交換等を行い、物品や薬剤を準備し、常時対応が可能となるよう適切な管理を行う。実際に重篤な副反応が発生した場合、速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療関係者や消防本部の協力を得ながら搬送先となる接種会場近くの二次医療機関等を選定し、適切な連携体制を確保する。具体的な必要物品については上記表1を参考にし、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。
- ⑧ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ⑨ 接種会場では、要配慮者への対応が可能なように準備を行うとともに、換気やソーシャルディスタンス、接種経路等に配慮し感染対策に努める。

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチン等の供給及び保管

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握に努め、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、町に割り当てられた量の範囲内で接種実施医療機関等にワクチンの割り当てを行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、特定の製品に偏らない活用等も含め、県を中心に地域間の融通等を行う。
- ③ 町は、割り当てられたワクチンについて保管用冷凍庫・冷蔵庫において適切な温度管理や施錠管理のもと保管を行う。また、町は、接種実施医療機関等へのワクチンの配分にあたっては、保冷バッグ・保冷剤等を用い、速やかに配布する。
- ④ 町は、ワクチンの割り当て及び実施医療機関等への配分量等を適切に記録する。

### 3-2. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

#### 3-2-1. 特定接種

##### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### 3-2-2. 住民接種

##### 3-2-2-1. 予防接種の準備

町は国と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種体制の準備を行う。

##### 3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を踏まえて、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ④ 在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設、社会福祉施設等に入所する者等であって、接種会場での接種が困難な場合、訪問や施設等での接種等、介護保険担当部局や障害福祉担当部局、町立病院、医師会等の関係団体と連携し、接種機会を確保する。

##### 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、国からの要請を踏まえて、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対して、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 町は、予防接種事務に係るデジタル化に対応した健康管理システム等が整備された場合、接種勧奨や集団接種通知等は、マイナポータルアプリ等を活用し、活用が困難な方に対しては、広報誌への掲載や郵送等により情報提供・周知・接種券の発行等を行う。

#### 3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険担当部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制の拡充に努める。

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3. 情報提供・共有

① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行うとともに、町民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

なお、町は、健康被害救済制度については申請を受け付けるほか、申請にあたり被接種者等からの相談等に関して適切に行う。

② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等や地域における接種可能な医療機関、各種相談窓口など）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

③ 町は、パンデミック時においても、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないように、定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-3-1. 特定接種に係る情報提供

町は、特定接種に係る情報、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### 3-3-2. 住民接種に係る対応

町は、相談窓口等を広く周知し、町民からの相談や接種に係る情報提供等を行う際は、分かりやすく伝えるよう努める。

#### 3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関

等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民への適切な情報提供・共有を行う。

## 第5章 保健

### 第3節 対応期

#### 3-1. 保健所の感染症有事体制に係る人員確保への協力

県から町へ応援派遣要請があった場合、町は「市町村職員の保健所相談等業務の実施に関する応援協定書」に基づき、協力・対応を行う。

#### 3-1-1. 健康観察及び生活支援への協力

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ② 町消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援

金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

### 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

### 1-5. 火葬体制の構築

町は、国及び県と連携して火葬体制を整備するとともに、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局（住民課）等関係機関との調整を行うものとする。

## 第2節 初動期

### 2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

### 2-2. 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての

適切な行動の呼び掛けを継続する。

### 3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

### 3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国や県からの要請を踏まえて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### 3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

### 3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じ、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村及び一部事務組合に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 町は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2. 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。